

**令和5年度**

**第16期第26回海区漁業調整委員会  
議事録**

**令和5年6月20日  
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和5年6月20日(火) 午前10時から10時57分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 特別会議室

#### 議題

- 1 議案1 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について
- 2 議案2 区画漁業の持分取得に係る適格性等について
- 3 議案3 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 4 報告事項1 全国海区漁業調整委員会連合会理事会及び通常総会の結果について
- 5 その他
  - (1) 漁業権の一斉切替えに係る今後のスケジュール等について
  - (2) 次回の委員会日程について

#### 出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 浅井利一 矢田和夫  
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男  
古丸 明 木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子

#### 欠席委員

なし

#### 事務局

事務局長 林 茂 幸  
主幹 増田 健  
主査 葛西 学

#### 行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

班長 栗山 功  
主幹兼係長 中西 健五

(漁業調整班)

主幹兼係長 藤島 弘幸  
係長 程川 和宏  
主任 中瀬 優  
技師 田代 真帆

#### 傍聴者

なし

計 24 名

○小川会長

それでは、ただいまから第 26 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数 15 名中、出席委員が 15 名全員出席ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として矢田委員と大倉委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 1 の 1 - 1 ページをご覧ください。このことについて、令和 5 年 6 月 6 日付け農林水第 24-4076 号で三重県知事から協議を受けています。三重県漁業調整規則第 12 条第 3 項の規定及び第 16 条第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は機船船びき網漁業と敷網漁業（あじ棒受網）の取扱いに関しての協議です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（程川係長）

1 - 1 ページは協議書です。1 - 2 ページの改正理由書をご覧ください。今回改正を予定している漁業は、2 つあります。

1 つ目は、令和 5 年 7 月 31 日で許可期間が満了となります紀南漁業協同組合が管理する三重共第 156 号共同漁業権漁場を操業区域に含む機船船びき網（いわし船びき網、一そういわし船びき網）漁業が対象となります。これを引き続き営もうとするために取扱い方針を一部改正するものです。改正の内容は、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間の設定で、申請すべき期間を設定するものです。

2 つ目は、同じく令和 5 年 7 月 31 日で許可期間が満了となります熊野漁業協同組合が管理する三重共第 150 号共同漁業権漁場内における敷網（あじ棒受網）漁業です。これを引き続き営もうとするため、取扱方針を一部改正するものです。改正の内容は、許可の有効期間を漁業調整規則で定められた 3 年よりも短い 1 年とするものです。改正内容の詳細については、この後説明をいたします。

1 - 3 ページが今回ご意見を伺う内容となります。機船船びき網漁業については、申請すべき期間を設定するため漁業調整規則第 12 条第 3 項に基づき、ご意見を伺うものです。敷網漁業については、漁業調整規則第 16 条第 1 項で 3 年と定められた許可の有効期間を 3 年よりも短く設定することについてご意見を伺うものです。

1 - 4 ページと 1 - 5 ページが今回改正の取扱方針の別紙の一覧です。今回改正を予定

しているのは、2機船船びき網漁業の許可又は認可に関する取扱いのうち、いわし船びき網漁業と一そういわし船びき網漁業です。もう一つは1-5ページの6敷網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱いのうちのあじ棒受網漁業です。

それでは、改正の内容について機船船びき網漁業から説明させていただきます。1-6ページの新旧対照表をご覧ください。1許可の有効期間について、(2)いわし船びき網漁業、一そういわし船びき網漁業の許可の有効期間を、現行の「令和2年8月1日から令和5年7月31日まで」を「令和5年8月1日から令和8年7月31日まで」に改正します。この許可の有効期間については、漁業調整規則第16条第1項で定められている期間である3年とさせていただきたいと考えています。

2許可又は起業の認可を申請すべき期間に関しては、「令和2年6月18日から同年7月20日まで」を「令和5年6月26日から同年7月20日まで」に改正したいと考えています。前回の申請すべき期間よりも少し短くなっていますが、これで特段問題はないとの回答をいただいています。3から7の制限措置や許可の条件についての改正は考えていません。1-7ページから1-15ページまでが機船船びき網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱いの全文です。

続きまして、敷網漁業の説明をさせていただきます。1-16ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正内容は、1許可の有効期間のうち、(1)あじ棒受網漁業について、「令和4年8月1日から令和5年7月31日まで」を「令和5年8月1日から令和6年7月31日まで」に改正したいと考えています。

2から7までの許可を申請すべき期間や制限措置、許可の条件等の改正は考えていません。1-17ページから1-21ページまでが敷網漁業に関する漁業の許可又は起業の認可に関する取扱いの全文です。

このあじ棒受網漁業の許可の有効期間を漁業調整規則で定められた3年よりも短い1年とすることについて、このあじ棒受け網漁業は全国的なさんまの不漁を受けて、漁業所得の向上のために令和2年から、有効期間を1年として許可をしている比較的新しい許可漁業です。そのため、これまで同様に許可の有効期間を1年として許可をしていきたいと考えています。

説明は以上です。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

○小川会長

ただいまの説明について、なにかご意見はございませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは議案1については、県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案1については、県原案どおりとされたい旨回答することとします。

続きまして、議案2「区画漁業の持分取得に係る適格性等について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2の2-1ページをご覧ください。このことについて、令和5年5月29日付け農林水第24-4067号で志摩市の森下文貴氏から相続による持分取得届が提出されたので、漁業法第80条第2項の規定に基づき、三重県知事から当委員会の意見が求められているものです。

2-2ページをご覧ください。漁業法第80条では第1項に基づく相続等の届け出があった者に対して、同条第2項で「海区漁業調整委員会の意見を聴き、前項の者が第72条第1項に規定する適格性を有する者でないと認めるときは」とあります。令和2年の漁業法改正前は、適格性の判断については、海区委員の投票により審査することが原則とされてきました。漁業法改正後は、海区委員会の意見を聴いた都道府県知事が判断することとなりましたので、当委員会からは意見があればその旨、答申することとなります。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。  
事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中瀬主任）

2-2ページをご覧ください。漁業権の移転については、漁業法第79条で制限されているものですが、相続の場合は移転が認められています。今回の資料には付けていませんが、漁業登録令第14条第2項において相続による漁業権の登録については、登録権利者だけであることができるとされています。そのため同じ免許を共有する漁業者間での同意等は特段必要がないことを申し添えます。

2-3ページをご覧ください。今回の区画漁業権である真珠養殖業の持分取得に関する状況を取りまとめています。立神真珠養殖漁業協同組合所属の森下文内氏が亡くなられたため、息子で長男の森下文貴氏が引き継がれることとなりました。文貴氏につきましては、平成20年4月からお父様のもとで真珠養殖業に従事されていました。家系の概略図も参考としてください。妻の森下和子様も亡くなられていますので、相続権を有する者は2名ですが、次男は相続を放棄され、文貴氏が継がれることになっています。漁業権の相続放棄書は2-7ページのとおりです。

2-4ページから2-6ページは関係する漁場の連絡図です。2-4ページの区2017号は、仕上げ漁場として6名で共有している漁場です。2-5ページの区2023号は9名、区2031号は7名、区2034号は8名、区2081号は15名、で共有している養成漁場です。2-6ページの区2709号は避寒漁場で141名の共有漁場です。これらの区画漁業権について

は、すべて漁協ではなくて直接個人に免許しているものです。

2－3ページをご覧ください。漁業法第72条第1項に基づく適格性の判断として、同項第1号及び第3号に規定されている漁業又は労働に関する法令を遵守しているかどうか、同項第2号から第4号に規定されている暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等について、状況確認することとなっています。申請者からはいずれも該当しない旨、申立書及び誓約書の提出がありました。関係書類については、配布しておりませんが手元にございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はございませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは、議案2については適格性を有すると認めてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案2については適格性を有すると認める旨答申することとします。

続きまして、議案3「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3をご覧ください。3－1ページにありますようにこのことについて、令和5年6月12日付け農林水第24-1032号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第16条第5項の規定で読み替える第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回は、令和5管理年度のくろまぐろ小型魚及び大型魚の知事管理漁獲可能量の変更についての諮問です。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

3－4 ページをご覧ください。今回諮問させていただきます内容を6つのポイントに沿って説明させていただきます。

1、今回の諮問は、国から令和5年5月19日付けでくろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知があったことに伴い、知事管理漁獲可能量の配分を変更するものです。

2、くろまぐろについては、令和5管理年度として、令和5年4月1日から新しい管理年度となっています。令和5管理年度の当初配分としては「小型魚 33.8 トン」、「大型魚 28.7 トン」の配分があり、漁業種類別には3－3 ページの新旧対照表の右側のとおり配分されていました。例えば、小型魚は都道府県別漁獲可能量全体として33.8 トンの配分があり、定置網漁業に12.7 トン、中型まき網漁業に10.5 トン、養殖用種苗採捕漁業に2.5 トン、その他漁業に8.1 トンの配分を行いました。大型魚は都道府県別漁獲可能量全体として28.7 トンの配分があり、定置網漁業に12.1 トン、その他漁業に8.0 トンの配分を行っています。

3、今回、国から令和4管理期間の繰越と国の留保分からとして、小型魚に合計13.7 トンの追加配分がありました。その内訳は、繰越分3.3 トン、国の留保枠から10.4 トンありました。小型魚全体の配分量は、当初配分量の33.8 トンに追加配分量の13.7 トンを加えた47.5 トンになりました。大型魚には合計4.6 トンの追加配分がありました。その内訳は、繰越分2.8 トン、国の留保枠から1.8 トンありました。大型魚全体の配分量は、当初配分量の28.7 トンに追加配分の4.6 トン加えた33.3 トンとなります。

4、本県の5月末時点での漁獲状況は、小型魚については、知事管理漁獲可能量の11.9%に留まっていますが、7月からは養殖用種苗採捕漁業が始まってきます。また、大型魚については、その他漁業で急激な漁獲量の積み上がりがあり、知事管理漁獲可能量の99.6%を占めるに至っています。なお、養殖用種苗採捕漁業の過去3年間の漁獲実績は、第4管理年度1.7 トン、第3管理年度3.6 トン、第2管理年度1.9 トンです。

3－5 ページの5月末時点までのくろまぐろの漁獲状況等の一覧をご覧ください。小型魚と大型魚に分かれており、表の左から漁業種類、現在の漁獲枠、5月末時点の漁獲実績と消化率、配分案、配分後の漁獲枠、配分後の残量です。

小型魚の5月末時点までの定置漁業については、3.7 トンの水揚げがあり、消化率は29.1%です。また、大型魚のその他漁業の5月末までの漁獲実績は、7.97 トンの水揚げがあり、消化率は99.6%に達しています。これらの現状と7月から養殖用種苗採捕漁業が始まることを踏まえ、今回の変更では配分案のとおり、小型魚については、県の留保枠から養殖用種苗採捕漁業に2.5 トンを追加して、5.0 トンにさせていただきたいと考えています。大型魚については、県の留保枠からその他漁業に5.3 トンを追加して、13.3 トンにしたいと考えています。これらの追加配分の案に関しましては、関係する漁業協同組合の皆様にご同意をいただいておりますことを申し添えます。

3－3 ページをご覧ください。漁獲可能量の新旧対照表です。左側が新になり、下線を付けたところに変更になります。小型魚は全体では47.5 トン。養殖用種苗は、2.5 トンから5.0 トンまで枠を増やしました。

大型魚について、申し訳ございませんが資料の訂正がございます。都道府県別漁獲可能

量が 32.6 トンと記載してありますが、33.3 トンの誤りです。訂正をお願いいたします。大型魚の変更点は、その他漁業について 8.0 トンから 13.3 トンまで枠を増やしました。

三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更についての説明は以上となりますが、前回委員会において濱田委員から、まいわしの資源状況についてのご質問をいただきましたので、この場をお借りして回答させていただきます。

まいわし資源は、全体としては増加傾向にあります。1970 年代後半に増加していたような資源量ではないのですが、増加傾向がみられています。日本海側では富山湾の定置網に大量に入網することもありましたが、太平洋側では北海道東部に資源はあるものの、三重県の方まで降りてこない現状です。理由は黒潮の大蛇行が関係していると思われます。現在、黒潮が房総半島に接岸しており、更にその北側に向かう流れができており、まいわしの南下がちょうどブロックされているような状況にあります。国では、太平洋まいわし系群の長期漁海況予報なども行っており、その最新のものでは、熊野灘のまいわしの資源は前年並みとなっています。前年は低い水準でしたので、低い水準が今年も続くということになっています。現場の状況でも、西からまいわしが運ばれてくるのですが、幼魚が今は見られていない状況ですので、今後、漁獲について厳しい状況が予想されます。また、伊勢湾、三河湾のまいわしについての予報は、前年並みになっています。静岡、駿河湾沖、遠州灘沖の資源が黒潮の流路が変わったら、ひょっとしたら来るかもしれない状況になりますが、来ないことも考えられますので、今後黒潮の流れのモニタリングをしていきたいと思えます。まいわしの状況については以上になります。

三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について、ご審議をお願いいたします。

○小川会長

丁寧な説明ありがとうございます。ただいまの説明について、なにかご意見はありますか。

○田邊委員

大型魚のその他漁業については消化率が 99.6%であり、大漁で良いことだと思いますが、小型魚の定置漁業やその他の漁業も、回遊があると隻数が多いため、大型魚よりすごく消化率が上がっていく可能性もある。三重県で大型魚を対象に出漁する隻数が少ないなかでは、大型魚のその他漁業に十分すぎるトン数を配分しているのではとの声もあります。まぐろは限られた資源を 100 g でもオーバーしてはダメというなかでの管理をしていかなあかん魚やもんで、難しいと思うけど臨機応変な配分の仕方でもこれからはお願いしたいと思えます。

○小川会長

田邊委員、今の意見について県の答えをもらったほうが良いですか。

○田邊委員

大丈夫です。



○小川会長

委員からそういう意見が出たことを、頭に入れていただければありがたいかと思えます。他にご意見はございませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは、議案3については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案3については、県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、報告事項1「全国海区漁業調整委員会連合会理事会及び通常総会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料4をご覧ください。全国海区漁業調整委員会連合会理事会及び通常総会が令和5年5月26日に東京都にて対面で開催され、小川会長に出席いただきました。

4-1ページをご覧ください。理事会の議題は総会の議事運営についてで、総会で4つの議案を議事とすることが承認されました。

4-7ページからが総会資料です。4-13ページから4-23ページが第1号議案「令和4年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について」であり、令和4年度の事業報告、収支決算書、剰余処分金の説明及び監事からの監査報告が行われました。

4-25ページから4-30ページが第2号議案「令和5年度事業計画案及び収支予算書案の承認について」であり、事業計画の案が示されました。4-27ページにありますとおり、本年の東日本ブロック会議は静岡県で行われます。

4-31ページから4-55ページが第3号議案「協議事項（中央要望活動）について」です。4-35ページをご覧ください。要望書には新規要望項目を分けて記載し、これらを中心に要望していく案が示されました。新規要望項目は「漁業監督吏員の資質向上」、「違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化」、「沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について」、「AISを活用した事故防止・安全航行の指導」、「漁獲量を正確に把握する仕組みの整備」、「定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術の開発・普及」、「遊漁者に資源管理を行わせる体制整備」及び「ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化」です。

4-36ページから4-37ページに新規要望項目が、4-38ページから4-55ページにその他の項目が掲載されています。4-74ページをご覧ください。令和5年度の要望事項及び要望先について取りまとめた表です。なお、小川会長には全漁調連の副会長として7

月 11 日の要望活動に参加していただく予定です。

4-57 ページから 4-59 ページが第 4 号議案「次期通常総会の開催地について」であり、4-59 ページにありますとおり、東京都で開催する案が示されました。

審議の結果、すべての議案が承認されました。

また、その他事項として、全漁調連の会長が静岡海区から福島海区の今野会長に交代となることが報告されました。

なお、報告とは関係ありませんが、全漁調連から会報が届きましたの本日配布させていただきました。

事務局からは以上です。

#### ○小川会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

その他事項 1 「漁業権の一斉切替えに係る今後のスケジュール等について」、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（増田主幹）

漁業権の一斉切替えについて、これまで小委員会や公聴会を開催してまいりました。今後、免許申請の諮問や三重海区漁場計画の変更（区画漁業のうち真珠・真珠母貝及びくろまぐろ）に係る公聴会等が予定されています。現在の切替え状況の説明も兼ねて今後のスケジュール等についてお知らせいたします。

まずは水産資源管理課から説明していただきます。

#### ○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

#### ○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

海区事務局で作成していただいた資料 5 を使って説明させていただきます。

大変お世話になりつつ進めていました定置漁業、真珠と真珠母貝以外の区画漁業、共同漁業権に関して、7 月 25 日に免許申請について諮問させていただき、答申をいただくことができれば、9 月 1 日に定置、区画（藻類、貝類）、共同免許が免許されることとなります。

区画のうち魚類とくろまぐろに関しては、同じタイミングで手続きを進めてきましたが、従来から時間差をつけて 1 月 1 日からの免許になる予定です。

真珠・真珠母貝は、来年 4 月 1 日からの免許予定として手続き進めており、現場に一緒に行っていただいてヒアリング等をした結果を関係機関等に協議し、漁場計画の形にしましたので、これを 8 月の委員会で諮問したいと思っております。委員会では漁場計画の諮問を受け、公聴会を開催することを進められると思っております。

なお、資料には三重海区漁場計画の変更と記載がありますが、特に何かを変更するわけではありません。真珠に関する漁場計画ができましたということですが、漁業法が改正され、定置も区画も共同も全部含めて県でひとつ海区漁場計画を作ることとなりました。既

に定置、区画、共同の海区漁場計画を作成しており、真珠を追加する形になりますので、変更という表現を使わせていただいています。

なお、くろまぐろについては区画が県内に5つあり、6月13日に申請の受付を締め切りましたが、熊野漁協が団体漁業権で受けている、区第1504号、区第1505号に関しては免許の申請をしないとして手続きが進んでいます。漁協との調整中にいろいろと話しはさせていただいているのですが、理由としては団体漁業権として次の免許受けて、行使することが難しい可能性があるということを知っています。くろまぐろ養殖の再編の関係で、基本的に団体漁業権で免許を受けられるのは、地元で会社の本社がある必要があります。会社の本社があって、従業員もその地元地区に住んでいる場合でないと、団体漁業権として認められないことになっています。漁協などと調整を図ったうえで、この部分に関しては団体漁業権ではなくて、個別漁業権として再度漁場計画を作成する手続きを進めさせていただきたいと思っています。

くろまぐろに関しては藻類などの免許とタイミングがずれた1月1日からの免許になっていますので、今からの手続きでも間に合うと思っています。

真珠・真珠母貝、くろまぐろについて、9月に公聴会を開催いただき、委員会で答申がいただければ、その後、漁場計画を公示し免許申請を募ることとなります。

くろまぐろに関しては少し免許申請期間を短くして、申請があれば11月委員会で諮問させていただきたいと考えています。その後、2月位に真珠・真珠母貝の免許の申請に関しての諮問をさせていただき、4月1日に真珠・真珠母貝の免許ができるように進めてまいりたいと考えていますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上です。

#### ○事務局（増田主幹）

追加の説明させていただきます。後程、次回の委員会日程で説明をさせていただきますが、次回委員会は7月25日を提案させていただきます。8月、9月委員会については、資料には日付を記載しておりませんが、8月は22日（火）を検討しています。9月は公聴会と委員会を同日に行う予定であり、19日（火）もしくは、その前後の週の火曜日での開催を検討しています。今後、会長並びに委員の皆さまにご相談させていただき、日程を定めてまいりたいと思います。

#### ○事務局（林事務局長）

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆さまのご意見はいかがでしょうか。5-1ページの資料に8月と9月の開催予定日を記載していませんが、免許に関する審議、公聴会の開催をしなければならないことは決まっています。そのため、今後の皆さまのご予定をある程度、おさえていただければと思います。改めて開催日のご相談はさせていただきますが、免許に至るまでの手続きを勘案すると8月はお盆明けの22日（火）前後、9月は公聴会と委員会の同日開催を予定しており、9月19日（火）前後での開催を提案させていただきたいと思っています。委員の皆さまにこのスケジュールに対するご意見をお伺ひしたいと思います。

○小川会長

ただいま事務局から説明のありましたスケジュールに対して、ご意見はありませんか。日にちはまだ決まってないので、だいたいそういう感じのスケジュールで組みたいというところでご了承いただけたらありがたいかなと思います。よろしいですか。それでは特にないようですので、次に進みます。その他事項2「次回の委員会の日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会

7月25日（火） 午前10時から 三重県教育文化会館

議題（案）

- ・遊漁のまき餌釣り等に関する委員会指示について
- ・定置漁業、区画漁業（真珠・真珠母貝以外）、共同漁業の免許申請について

○事務局（林事務局長）

水産資源管理課から皆さまにご案内したいことがあるということで、お時間ちょうだいしたいと思います。よろしくお願いします。

○水産資源管理課（田代技師）

今年の8月、9月頃にうなぎ稚魚漁業の制限措置等、許可の中身について、皆さまにご意見を伺いたいと思っています。その前段階として、7月25日の委員会閉会後にうなぎ稚魚漁業の勉強会として、お話する場を設けさせていただければと思っています。あくまでもご参加は任意でお時間いただければと思います。よろしくお願いします。

○小川会長

ありがとうございました。これをもちまして、委員会を閉会いたします。